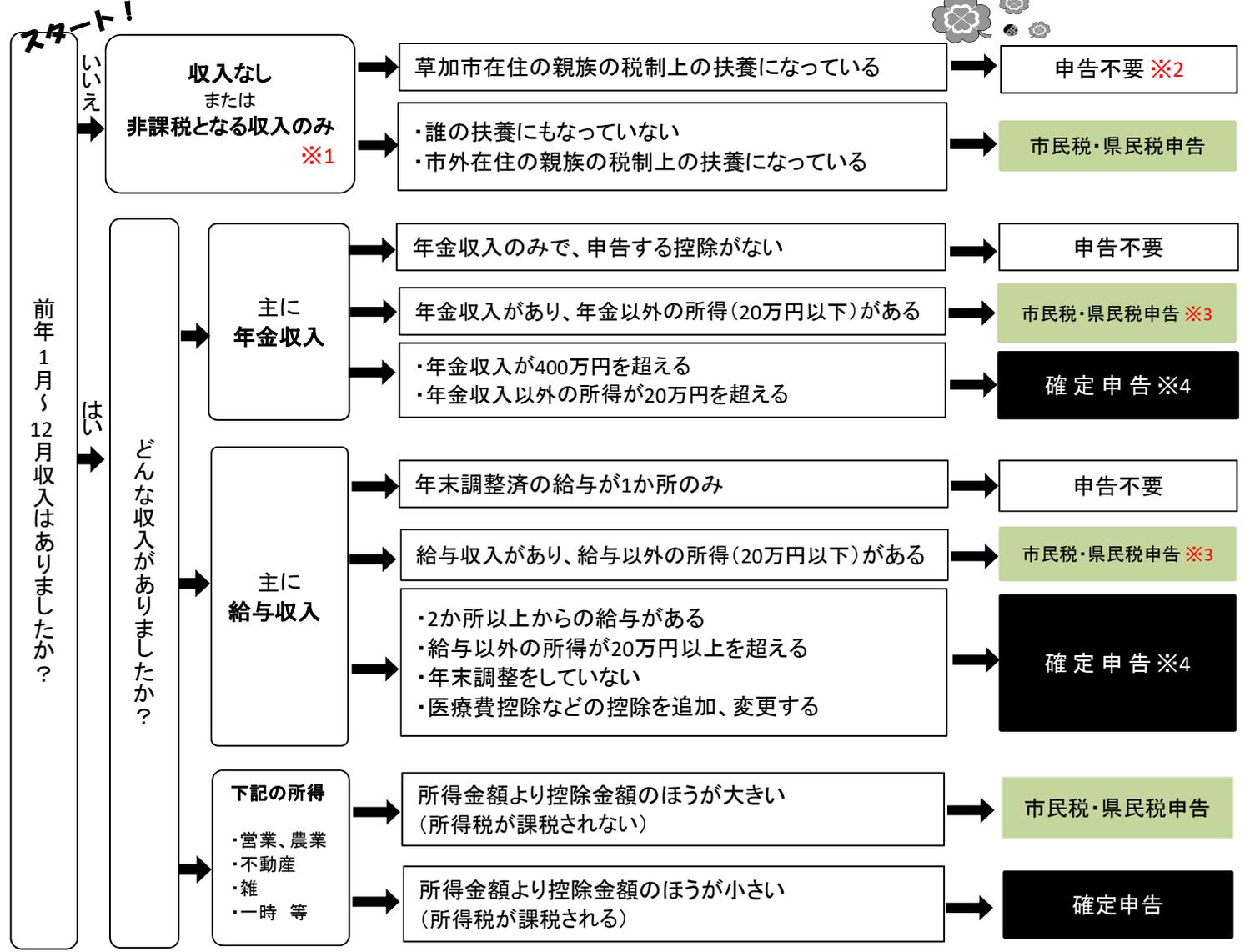


# ・・・私は申告するの？しないの？

市民税・県民税は一般に『住民税』と呼ばれ、その年の1月1日にお住まいの自治体に納付します。税額は前年の1月から12月までの所得に基づいて計算されます。所得の状況が把握できない場合、(非)課税証明書の発行や、必要な一部行政サービスに影響がある場合がありますので、申告が必要であるか下のフローチャートで確認してみましょう。



- ※1 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。
- ※2 (非)課税証明書を取得するときや、行政サービスを受けるときに申告が必要な場合があります。
- ※3 所得税が還付になる場合は、税務署へ確定申告をすることができます。
- ※4 所得税が還付になる場合は、確定申告の義務はありませんが、市民税・県民税額に影響がある方は、市民税・県民税申告をご案内しています。
- 繰越控除の適用を受ける場合などは、確定申告の必要があります。
- 確定申告を行った場合は、市民税・県民税の申告を行う必要はありません。



## 所得とは

複数の種類の所得がある場合はそれぞれを計算し合算してください

所得とは収入から必要経費を引いた残りの金額のことです。給与や年金の場合は決められた算定式により所得を求めます。草加市のHP上で給与及び年金収入の所得の算定式を掲載しています。

草加市 所得の求め方 [検索](#)

## 公的年金収入のみの方で1年間の収入が以下の金額に当てはまる方は申告不要です

- ◆65歳未満※・・・101万5000円以下
  - ◆65歳以上※・・・151万5000円以下
- ※収入があった翌年の1月1日現在の年齢
- 障害者控除や配偶者、扶養控除の有無によって、左記の金額を超える場合でも申告不要の場合があります。市民税課にお問合せいただく際には、年金機構からの源泉徴収票をご用意ください。



所得税の申告が必要であるかの確認は、川口税務署までお問い合わせください。